



平成 30 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ベルシステム 24 ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 CEO 柘植 一郎  
(コード番号 6183 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取締役 専務執行役員 早田 憲之  
(TEL. 03-6893-9827)

## 役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 18 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。以下同じ。）および執行役員（国内非居住者および他社からの出向者を除く。以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）を対象として、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、平成 30 年 5 月 25 日開催予定の第 4 回定時株主総会に付議いたします。

また、当社と同様に、当社子会社である株式会社ベルシステム 24（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社をあわせて、以下「対象会社」という。）は、対象子会社の取締役（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。）および執行役員（国内非居住者および他社からの出向者を除く。以下「対象子会社取締役等」という。また、当社の取締役等とあわせて、以下「対象取締役等」という。）を対象とする、本制度の導入に関する議案について、平成 30 年 5 月開催予定の対象子会社の定時株主総会に付議いたします。

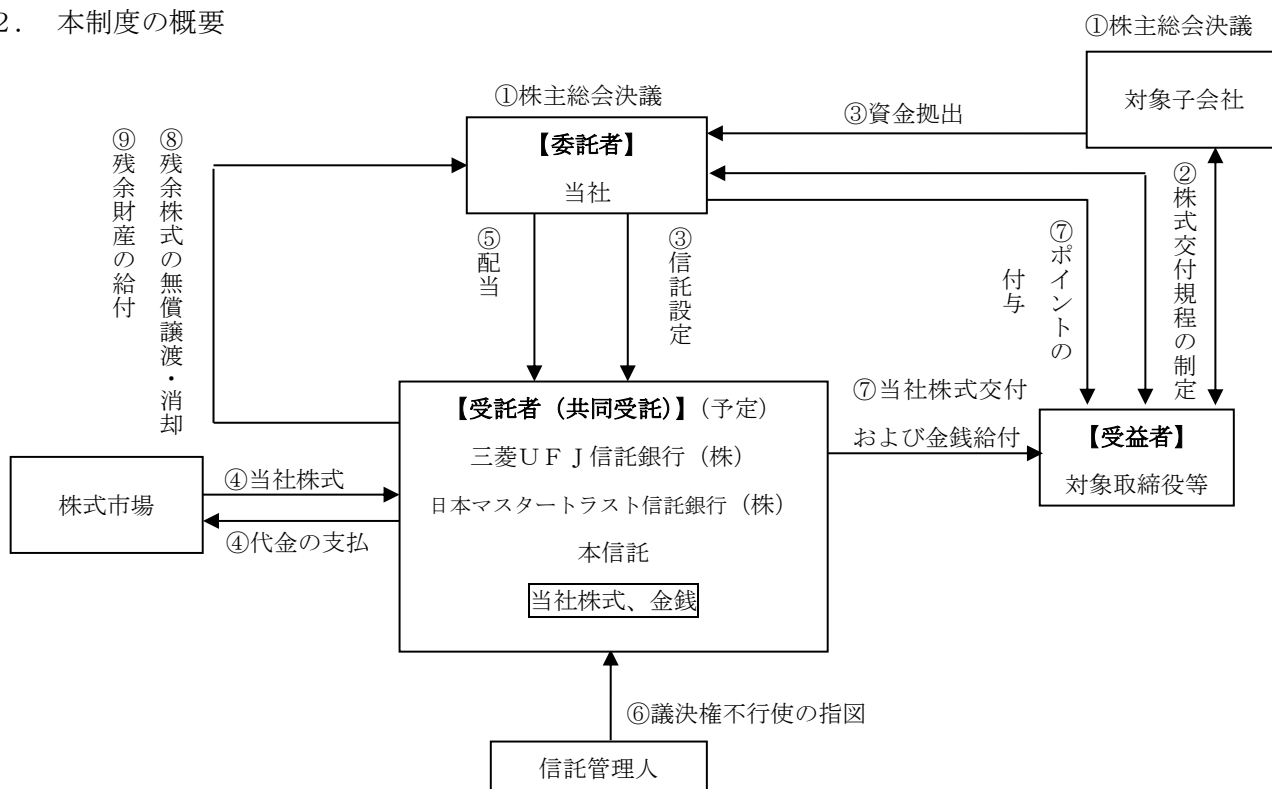
### 記

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社および対象子会社は、対象取締役等を対象に、対象取締役等の報酬と、当社グループの業績および株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします（※）。
- (2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、株主総会において役員報酬決議にかかる承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を対象取締役等に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (4) 当社は、本制度の実施のために設定した B I P 信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

(※) 本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については「基本報酬」のみにより構成されます。

## 2. 本制度の概要



- ①対象会社は、対象会社ごとに、株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②対象会社は、対象会社ごとに、本制度の内容にかかる株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、各事業年度における連結営業利益の目標値に対する達成度および役位に応じて、毎年、対象取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役等に対して、当該対象取締役等の退任時に累積ポイント（下記(5)に定める。以下同じ。）に応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は取締役会決議によりその

消却を行う予定です。

- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて)各対象会社の株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

### (1) 本制度の概要

本制度は、中期経営計画に対応する3事業年度(以下「対象期間」という。)を対象として、各事業年度の業績達成度および役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。ただし、現中期経営計画の期間に対応させるため、本年度から開始する本制度については、現中期経営計画の残存期間である平成31年2月末日で終了する事業年度から平成32年2月末日で終了する事業年度までの2事業年度を対象とします(※)。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合(下記(4)第2段落に定める。)には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

### (2) 制度導入手続

各対象会社は、株主総会において、本信託に拠出する金額の上限および対象取締役等が付与を受けることができる1年あたりの年間付与ポイント(下記(6)に定める。)の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合(下記(4)第2段落に定める。)は、各対象会社は、株主総会で承認を受けた範囲内で、当社においては取締役会の決議によって、対象子会社においては取締役の過半数によって決定します。

### (3) 本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任後、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切り上げ)については交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること(対象期間中に新たに対象取締役等になった者を含む。)
- ② 全ての対象取締役等を退任していること(退任には、国内非居住者となることにより対象取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。)(※)
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 累積ポイントが決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての目的を達成するために必要と認められる要件

(※) 下記(4)第4段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が対象取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して対象取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

(※) 信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

(※) 信託期間中に対象取締役等が国内非居住者となった場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、当該対象取締役等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

#### (4) 信託期間

平成 30 年 7 月 17 日（予定）から平成 32 年 7 月 31 日（予定）までの約 2 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を 3 年間延長することがあります。対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、信託期間の終了時に受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### (5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

信託期間中の毎年 5 月 1 日に、同年 2 月末日で終了する事業年度（初回は平成 31 年 2 月末日で終了する事業年度）における連結営業利益の目標値に対する達成度および役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役等に一定のポイントが付与されます（※1）。対象取締役等には、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが適切であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(※1) 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数（※2）

(※2) 業績連動係数は、各事業年度における連結営業利益の目標を達成した場合を 100%として、目標達成度に応じて 0%から 200%の範囲で変動します。

#### (6) 本信託に拠出する信託金の上限および年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は 126 百万円（上記(4)第 2 段落による延長後の信託期間においては 189 百万円）とします。

また、信託期間内に対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、84 百万円（上記(4)第 2 段落による延長後の信託期間においては 126 百万円）であり、当社分と合わせて、合計 210 百万円（上記(4)第 2 段落による延長後の信託期間においては 315 百万円）とします。

なお、信託金の上限金額は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

当社の取締役等に付与される年間付与ポイントの総数の上限は 39,000 ポイント、対象子会社取締役等に付与される年間付与ポイントの総数の上限は 26,000 ポイントを予定しております。また、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、2 事業年度を対象とすることから、かかる年間付与ポイントの上限の合計となる 65,000 ポイントに信託期間の年数である 2 を乗じた数に相当する株式数 130,000 株を上限とします。また、上記(4)第 2 段落による延長後の信託期間における取得株式数については、かかる年間付与ポイントの上限の合計となる 65,000 ポイントに信託期間の年数である 3 を乗じた数に相当する株式数 195,000 株を上限とします。

#### (7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が対象取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の各対象会社の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

#### (8) 対象取締役等に対する株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該対象取締役等の退任時に、その時点の累積ポイントの 50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、当該対象取締役等が、ある対象会社の対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

#### (9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

#### (10) 本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じた場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

#### (11) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記(4)第 2 段落および第 4 段落の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |          |   |
|----------|---|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| ②信託の目的   | 対象取締役等に対するインセンティブの付与  |
| ③委託者     | 当社  |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））                                       |
| ⑤受益者     | 対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者   |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者  |
| ⑦信託契約日   | 平成30年7月17日（予定）  |
| ⑧信託の期間   | 平成30年7月17日（予定）～平成32年7月31日（予定）   |
| ⑨制度開始日   | 平成30年8月1日（予定）   |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。  |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫信託金の上限額 | 210百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含みます。）   |
| ⑬株式の取得時期 | 平成30年7月18日（予定）～平成30年7月31日（予定）<br>（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含みます。）末日以前の<br>5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得  |
| ⑮帰属権利者   | 当社  |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得<br>資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                                |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基<br>づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上